

熊本県人権教育・啓発基本計画

【第4次改定版】

令和2年（2020年）12月

熊 本 県

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 第1章 基本計画の位置づけ..... | 3 |
| 1. 計画の趣旨..... | 3 |
| 2. 計画期間..... | 3 |
| 3. 計画の構成..... | 3 |
| 第2章 基本理念..... | 5 |
| 1 人権教育・啓発の定義等..... | 5 |
| (1) 人権とは..... | 5 |
| (2) 人権教育・啓発の定義..... | 5 |
| (3) 人権教育・啓発の目標..... | 6 |
| 第3章 人権教育・啓発の効果的な推進..... | 7 |
| 1 人権教育..... | 7 |
| (ア) 就学前教育..... | 7 |
| (イ) 学校教育..... | 8 |
| (ウ) 社会教育..... | 9 |
| 2 人権啓発..... | 10 |
| (ア) テーマ..... | 10 |
| (イ) 手法..... | 11 |
| 3 人材の育成・研修..... | 12 |
| (1) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発..... | 12 |
| (2) 企業や団体等における研修・啓発..... | 13 |
| 4 各種資料・情報の収集及び提供..... | 13 |
| 5 相談体制の充実..... | 14 |
| 第4章 人権の重要課題についての取組みの方向..... | 15 |
| 女性の人権..... | 16 |
| 子どもの人権..... | 20 |
| 高齢者の人権..... | 24 |
| 障がい者の人権..... | 27 |

| | |
|--------------------------|----|
| 同和問題（部落差別） | 31 |
| 外国人の人権..... | 35 |
| 水俣病をめぐる人権 | 37 |
| ハンセン病回復者及びその家族の人権..... | 40 |
| 感染症・難病等をめぐる人権 | 44 |
| （ア） 感染症をめぐる人権 | 44 |
| （イ） 難病等をめぐる人権 | 46 |
| 犯罪被害者等の人権 | 48 |
| 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害..... | 50 |
| 災害と人権 | 52 |
| インターネットによる人権侵害 | 55 |
| 様々な人権課題 | 57 |
| （ア） ハラスメント | 57 |
| （イ） 性的指向・性自認に関する人権 | 57 |
| （ウ） アイヌの人々の人権 | 58 |
| （エ） ホームレスの人権..... | 59 |
| （オ） 刑を終えて出所した人等の人権 | 59 |
| （カ） 新たな人権課題等..... | 60 |
| 第5章 推進体制等について | 61 |
| （1） 計画の推進体制 | 61 |
| ① 県の実施体制 | 61 |
| ② 国との連携..... | 61 |
| ③ 市町村との連携 | 62 |
| ④ 企業・民間団体等との連携..... | 62 |
| ⑤ 家庭、地域との連携 | 63 |
| （2） 計画のフォローアップ..... | 63 |

はじめに

わが国では昭和21年（1946年）「日本国憲法」が公布されました。その第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」として、この憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。

また第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、一人一人の人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていくうえで必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

平成6年（1994年）、国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がなされ、「人権教育のための国連10年行動計画」が示されました。このような国際的な動向を踏まえ、県においても、平成11年（1999年）に「『人権教育のための国連10年』熊本県行動計画」（県行動計画）を策定し、以来、県としての人権教育・啓発の目指すべき方向を示しながら、様々な分野における人権問題の解決に向けた取組みを着実に進めてきました。

一方、国内の法制度をめぐる動向としては、平成8年（1996年）に制定された「人権擁護施策推進法」で、人権教育・啓発に関する施策や、人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは国の責務であると明記されました。また、平成12年（2000年）には、人権教育・啓発に関する理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを規定する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が制定されました。

「人権教育・啓発推進法」では、第3条でその基本理念を、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と規定しています。また、第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定され、地方公共団体の人権教育・啓発へのより一層の取組みが求められることとなりました。

この法律に基づき、国においては、平成14年（2002年）「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。また、県においては、人権教育・啓発を総合的かつ計画

的に進めるため、平成16年（2004年）「熊本県人権教育・啓発基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、県民の人権意識の高揚に向け、人権教育・啓発に係る施策の充実を図ってきました。

しかし、人権問題の現状に目を向けると、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見や差別が見られる他、近年では、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、インターネット上に他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現が掲載される事案の多発、様々なハラスメントの増加や性自認に対する偏見等、人権に関する新たな問題も発生しています。また、感染症をめぐる人権に関しては、令和2年（2020年）に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が世界的に拡大し、国内においては、感染者やその家族、医療従事者などへの人権に関わるような不適切な扱いや誹謗中傷などが問題となりました。

そのような中、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）等、人権に関する法律が相次いで整備されました。また県においては令和2年度（2020年度）に「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

こうした状況を踏まえ、今般、「基本計画」の第4次改定を行うこととしました。この新たな「基本計画」により、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を、更に総合的かつ計画的に推進していきます。

第1章 基本計画の位置づけ

本計画の趣旨、計画期間等は次のとおりです。

1. 計画の趣旨

(1) 人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえでは、まず、本県における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業、団体、県民等が共通の認識を持つ必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと

様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に総合的かつ計画的に取り組むためには、取組みの基本的な方向を明確に示すことが重要です。

(3) 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、様々な主体が、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて推進する必要があるため、それぞれに求められる役割を明らかにし、相互に連携しながら取り組むことが重要です。

2. 計画期間

令和2年度から令和5年度まで（4年間）

3. 計画の構成

本計画においては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や社会情勢、本県の現状等を踏まえ、人権に関する重要な課題を設定してきました。今回の改定にあたり、定義や基本理念など人権全般に関わる事項を示すほか、これまで「人権の重要課題」としてきた12項目に、新たに「災害と人権」の項目を加え、それぞれの分野の背景や現状、課題について整理したうえで、課題解決に向けた取組みを「主な施策」として掲げます。

| 人権の重要課題 | 主な施策 |
|--|---|
| 女性の人権 | ① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消 ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ③ 仕事と家庭・地域生活の両立支援 ④ 性と生殖に関する健康・権利の尊重 |
| 子どもの人権 | ① 子どもの人権を尊重する教育・啓発活動 ② 児童虐待への対応 ③ いじめや不登校等への対策 ④ 地域ぐるみの子育て支援体制の充実 |
| 高齢者の人権 | ① 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発 ② 認知症対策、虐待への対応 ③ 自立した高齢期を送ることができる環境づくり ④ 生涯現役社会の実現に向けた取組み |
| 障がい者の人権 | ① 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発 ② 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及 ③ 特別支援教育の充実 |
| 同和問題（部落差別） | ① 同和問題（部落差別）の解決に向けた教育・啓発の推進 ② 差別事象の早期解決と再発防止 ③ 公正採用選考の推進 ④ 隣保館活動の支援 ⑤ 相談機能の強化 |
| 外国人の人権 | ① 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進 ② 多文化共生の地域づくり |
| 水俣病をめぐる人権 | ① 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発 ② 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実 |
| ハンセン病回復者及びその家族の人権 | ① ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発 ② 地域社会との共生への支援 |
| 感染症・難病等をめぐる人権 | ① 感染症に関する正しい知識の普及・啓発 ② 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実 |
| 犯罪被害者等の人権 | ① 犯罪被害者等への情報提供や相談体制の充実 ② 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発 |
| 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 | ① 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発 ② 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育 |
| 災害と人権 | ① 平時における計画やマニュアル、支援体制の整備 ② 防災教育・啓発の推進 |
| インターネットによる人権侵害 | ① 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発 ② インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組み |
| 様々な人権課題 （ア）ハラスメント （イ）性的指向・性自認に関する人権 （ウ）アイヌの人々の人権 （エ）ホームレスの人権 （オ）刑を終えて出所した人等の人権 （カ）新たな人権課題等 | |

第2章 基本理念

1 人権教育・啓発の定義等

(1) 人権とは

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の反省に立って、地球上に生きる全ての人に対する基本的人権の尊重こそが世界の永久平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が、昭和23年（1948年）に採択されてから、既に70年以上が経過しています。

その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳われています。また、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」（第1条）、「すべて人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地（*1）、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」（第2条）、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」（第3条）と規定されています。

人権は世界における自由、正義、平和の基礎であり、全ての人々が人権と基本的自由を享受するうえで平等であるという普遍的な人権についての原則が、ここに明示されています。これは、人権の尊重と擁護が、国を越えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘したものであると言えます。

「人権とは何か」と聞かれると、多くの方は、「人権は法律的な概念であり、抽象的で難しい」といったように、自分自身とは距離のある概念として受け止める傾向が見られ、人権問題を一部の人々に対する「差別の問題」としてしか捉えられず、自分には関係がないと考えがちです。しかし、人権とは、人間誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、言い換えれば、人間が自分の生活を理由なく侵害されず、人として生きていくことのできる権利です。人権は、着ること、食べること、住むことが満たされることや健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることなど、すべての人の日常生活に関わるものとして捉える必要があります。

(2) 人権教育・啓発の定義

本県では、「人権教育のための国連10年」（平成7年（1995年）から平成16年（2004年）まで）という国際的な動向を背景に、「『人権教育のための国連10年』熊本県行動計画」（平成11年（1999年）から平成16年（2004年）まで）を策定し、人権教育・啓発の基本的な考え方や取組みの方向を示しました。本計画においても、そうした基本理念を引継ぎ、内容を充実発展させ施策を推進してきました。

本計画においては、人権教育・啓発を、次のように定義しています。

【人権教育・啓発の定義】

全ての県民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行われるもので、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、県民が物事を人権の視点で捉え、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけることができるようになるための教育・啓発

(3) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、全ての人が出身や社会的身分、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」を持った一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることのできるようなコミュニティを創造することにあります。

人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体（担い手）を育成することをめざしており、人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

自分たちの住むまちを「自己実現と幸福追求が満たされる人権尊重のまち」へと築き上げていくことができるかどうかは、一人一人の県民の意識と具体的な行動にかかっています。

生涯にわたる学習によって、民主主義の基礎概念としての「自由と自律」や「権利と責任」、研ぎ澄まされた人権感覚、人権と人権問題に対する強い関心と積極的な態度、さらには、実効性ある行動力、問題解決のための具体的な行動につながる技能などを育むためには、行政や学校、企業、団体等に求められる役割を明確に示すことが重要です。

我が国の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、全ての子どもの目線に立って、一人一人の尊厳を大切にするとともに、他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養い、同和問題（部落差別）についての正しい理解や問題解決への積極的な関心と態度を育成することを目標としていました。戦後50年余りにわたる同和教育の理念は、様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発として引き継がれており、今後も充実発展させる必要があります。

第3章

人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育・啓発の手法については、「個人の尊重」、「法の下での平等」、「多様性の理解」といった人権全般に共通する普遍的な視点からアプローチする方法と、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別的な視点からアプローチする方法とがあります。人権尊重についての理解を深めるためには、この両者のアプローチはいずれも重要かつ必要不可欠なものであり、人権尊重の重要性を訴えかけるとともに、具体的な人権問題を取り上げることも重要です。

この章では、普遍的な視点から、県民一人一人が人権についての正しい理解を深め、それを実践する態度を身に付けられるような教育・啓発の在り方について提示しています。全ての関係者が連携・協力しながら、次のような基本的な考え方をしっかりと認識して各施策に取り組む必要があります。

1 人権教育

県民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

実施に当たっては、生涯学習の視点に立って、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、取組みを推進します。

(ア) 就学前教育

認定こども園（*2）・幼稚園・保育所等は、人やもの、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣や自立心を身に付けるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで極めて重要な役割を担っています。このため、全ての認定こども園・幼稚園・保育所等において、豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心や人権を大切に作る心を育てる就学前教育に努めます。特に、乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、全ての職員が一人一人の子どもの健全な成長発達を支援することができるよう、家庭や地域と緊密な連携を図ります。また、職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立等を目指し、研修の一層の充実を図ります。

(イ) 学校教育

学校教育においては、児童生徒一人一人の人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

また、それぞれの学校の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、児童生徒が社会生活を営むうえで必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

そのため、教職員が、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組み、人権尊重の理念に対する理解を深め、主体的に問題解決に取り組む実践力を持った児童生徒を育成します。

(推進体制の確立)

学校においては、「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮するとともに、人権教育主任(担当者)を中心とした効果的な役割分担により、人権教育を組織的に進めます。

(研修の充実)

教職員一人一人が、人権問題解決のために教育が果たす役割と職責の重要性を強く自覚するとともに、人権感覚を磨き、様々な人権問題に関する認識を深め、実践的な指導力を身に付けられるよう、役職や教職経験に応じた段階的な研修の充実を図ります。

(学習環境の整備)

各学校が人権尊重の精神に立った学校運営や教育指導に努めることにより、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保することに取り組みます。また、教職員一人一人の言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努めます。

(家庭・地域との連携)

地域とともにある学校が人権教育・啓発の推進拠点としての役割を十分発揮できるよう、家庭・地域との間で様々な情報を交換するなど、緊密な連携を図ります。

また、人権尊重の意識が児童生徒一人一人に身に付くよう、児童生徒の生活基盤である家庭や地域の教育力向上に取り組みます。

(ウ) 社会教育

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。その際、互いの人権を尊重する人権感覚を養うとともに、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭や地域・社会教育関係団体等と連携しながら、学習機会の提供や人材育成、相談などに総合的・継続的に取り組みます。

(家庭教育に対する支援)

家庭教育は、命を大切に作る心や規範意識など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。特に、他者に対する偏見を持たず、差別しないということを、日常生活のあらゆる場面において、親が子どもに示すことが必要です。

そのため、親と子がともに人権感覚を養うため、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備などに努めます。

(学習機会の充実)

人権に関する多様な学習機会を提供するため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設に取り組みます。

また、青少年等の豊かな人間性を育むため、地域人材を活用した様々な体験活動や高齢者・障がい者及び外国人等との交流を促進します。

(地域における指導者の養成)

人権問題に関する深い知識と実践力を持った指導者を養成するとともに、資質の向上に取り組み、地域における人権教育・啓発の推進者として広く活動できるよう支援します。

2 人権啓発

県民一人一人が人権尊重の理念についての理解を深め、それが日常生活において自らの態度や行動に無意識のうちに現れるよう、広報啓発や情報発信などに取り組みます。

実施に当たっては、自主性を最大限に尊重するとともに、県民の間に人権の考え方や人権問題の捉え方について多様な意見があることを理解したうえで、異なる意見にも寛容で自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。さらに、県民から幅広く理解と共感が得られるテーマや啓発手法を工夫します。

(ア) テーマ

(人権尊重の理念についての理解の促進)

「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、県民自らが考え、理解するとともに、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権分野について、「具体的に何が問題となっているのか」といった現状・課題が、県民に正しく理解、認識されるような啓発を進めます。

また、幼児から高齢者に至るまで、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、対象者が家庭や学校、職場などで体験した人権に関わる問題を具体的に取り上げたりするなど、啓発を効果的に進めるための創意工夫を凝らします。

(生命や尊厳、個性の尊重)

近年多発している児童虐待やDV、殺傷事件などの痛ましい事件や、インターネット上で差別的な情報の掲示、様々なハラスメントなど、身近なところで起きる深刻な人権問題の要因として、人の生命や人格を尊重する意識の希薄化が挙げられます。

一人一人が生命の尊さや大切さを知り、自分と同様に、他人も独立した人格と尊厳を持ったかけがえのない存在であることを実感できるような啓発により、県民の人権意識の高揚を図ります。また、周囲の意見に安易に同調したり、世間体に惑わされたりすることなく、異なる考え方や価値観を認め、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めます。

(日常生活における態度や行動への発現)

人権尊重の理念についての理解にとどまらず、人権問題を自分自身の問題として真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心やそれを解決しようとする主体的な態度などが日常生活の中で実践できるような啓発を進めます。

(イ) 手法

(対象者の発達段階に応じた啓発)

人権についての県民の関心を高めるため、広く県民が参加しやすいような講演会や、パネル展、街頭啓発などの啓発イベント等を実施します。また、県民が人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、発達段階に応じた人権啓発冊子や人権学習資料などを作成し、対象者への配布・周知に努めます。

(マスメディア等の活用による啓発)

マスメディアは、県民が身近に自宅等で情報に触れることができるという点で、また、幅広く県民に対する啓発を行うことができるという点で、非常に効果的です。このため、マスメディア等を積極的に活用し、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットなどそれぞれの性質を考慮しながら、その効果が最大限に発揮できるような啓発を行います。

(具体的な事例を活用した啓発)

人権啓発においては、実際に発生した事例を題材にして意見交換を行うなどにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題として捉え易くなります。特に、本県と関連が深い水俣病やハンセン病に関連した偏見や差別の事例を反復・継続して取り上げるなど、県民が人権問題を身近に感じ、人権への理解をより深められるような啓発を進めます。

さらに、偏見や差別を経験した当事者の方々の話を聞くことなどにより、差別を受ける側の心情への深い理解、共感を促し、差別のないまちづくりに向けた気運の醸成を図ります。

(参加型・体験型の啓発)

県民自らが人権について考え、人権の意義や人権尊重の理念についての認識が日常生活における態度や行動に現れるよう、参加者による活発な意見交換の中から課題を発見し、解決に向けた提言を行うワークショップなどの参加・体験型の研修等を着実に実施します。

(ICTの活用等による啓発)

新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な分野における「新しい生活様式」が模索されるなか、人権教育・啓発の取組みにおいても、社会環境に対応した新たな「学びの場」の提供が必要です。このため、オンラインによる講演会・研修会の実施など、県民が「いつでも、どこでも、望む方法で」人権について学べる啓発の手法についての研究を進め、課題の整理や新たな手法の普及に取り組みます。

(地域交流を通じた啓発)

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含め全ての人がそれぞれの地域の中で自立し、社会参加の機会が得られ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、高齢者や障がい者の施設における交流やボランティア活動など、県民が自発的・主体的に活動できる機会の提供に努め、共に支え合い助け合いながら生活できるようなまちづくりを進めます。

3 人材の育成・研修

県民一人一人の人権が尊重されるためには、対住民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人等、人権に関わりの深い職業等に従事する人の人権意識の向上が必要です。そのため、人権の意義や人権尊重の理念についての認識を深めるとともに、その認識が業務において自らの態度や行動に現れるような、人権感覚を磨くための研修・啓発に取り組みます。

また、企業や団体等において、事業主や人事・労務担当者などが人権に配慮した職場環境づくりを積極的に進められるよう、企業や団体等の責務、役割等を踏まえた研修、人材育成の取組みを支援します。

(1) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

自ら行っている日常の業務がいかに県民の人権に深い関わりを持っているかということ、さらに、気にとめずに行っていることの中にも人の心を傷つけたり、あるいは差別をしたりしているようなことが潜んでいるということを常に意識しながら業務を行えるよう、次のような人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発を進めます。また、問題となる事案が生じた場合には、組織全体で共通認識を持って再発防止を図れるよう、関係機関等との連携のもと情報共有に努めます。

(ア) 公務員

県職員をはじめとする公務員一人一人が、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、各職場の状況に応じた研修を行います。

また、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどにより、各実施主体の実情に応じた自主的な研修の促進を図ります。

(イ) 教職員

家庭や地域と連携を図りながら幼稚園等や学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進するためには、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付ける必要があります。

そのため、教職員が幼児児童生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう、経験年数や担当職務に応じた計画的な研修を推進します。また、幼稚園等や学校、地域の状況に応じて、計画・実施される校内（園内）研修の充実を支援します。

(ウ) 警察・消防職員

公共の安全、県民の生命、身体及び財産を守るため、直接住民等と接する機会が多いことから、人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう研修会等の充実を図ります。

(エ) 保健・医療・福祉関係者

診断、治療、介護、相談等を通して県民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事しており、高齢者、障がい者、感染症・難病等の患者や入所者の人権に関する配慮を欠くと、偏見や差別を生み出す恐れがあります。

また、医療や福祉に関する教育に携わる機会も多く、研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養います。

(オ) マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは、記事や番組等の中で人権に関わる様々な問題等を取り上げることにより、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。しかしその一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになる恐れがあります。

マスメディア関連企業においては、これまでも人権教育・啓発について自主的な取り組みが行われてきていますが、関係者の人権意識の高揚に向け、積極的な取り組みを要請します。

(2) 企業や団体等における研修・啓発

企業や団体におけるハラスメント防止等人権に配慮した職場環境づくりや、公正な採用選考が行われるよう、事業主や労務担当者を対象に、労働関係法令における事業主の責務や、職場における配慮事項等についての研修を行うとともに、企業等における人権研修、啓発の取り組みを支援します。

4 各種資料・情報の収集及び提供

人権に関する文献や資料、視聴覚教材などは、人権教育・啓発を効果的に進めるうえで必要不可欠であり、その整備・充実に努めるとともに、県民が人権学習の機会を増やせるよう、これら資料の閲覧の場を提供したり、資料の貸出しを行うなど、必要な支援を行います。

また、人権に関する県内外の情勢は時々刻々と変化することから、その動向には常に留意しながら、その都度、必要な情報の収集に努めるとともに、市町村などの関係機関や民間団体、県民などへの適切な情報提供に努めます。

さらに、人権問題が複雑・多様化している中で、人権に関わる関係機関や団体等の相互間において、迅速かつ適切な情報収集・提供が必要不可欠になってきています。このため、人権に関する情報の体系化なども視野に入れながら、効果的に情報を収集・提供していきます。

5 相談体制の充実

県民の人権意識を高めるという観点から、人権教育・啓発を進めることが重要であることは言うまでもありませんが、その一方で、現実には、児童虐待やDV、障がい者に対する不利益な取り扱いなどの様々な人権侵害が発生しています。人権侵害が発生した場合の被害者の救済については、最終的には司法的解決ということになりますが、県においても、被害者救済に向けての一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施しています。今後とも、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が被害からの回復に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、国や市町村との連携を図りながら、身近な相談体制の充実に努めます。併せて、各人権課題に対応した相談窓口の更なる広報を図っています。

(県と市町村の相談窓口における相談体制の強化)

県では、児童相談所や女性相談センターによる取組みをはじめとして、人権侵害の被害者の保護及び自立支援等に関わる各種支援施策を実施しています。引き続き、各関係機関との間で連携協力を図りながら、被害者の支援等に取り組みます。

また、人権センターは、様々な人権相談を受けて、相談者の方と一緒に解決方法を考えるとともに、相談の内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図っています。

市町村においては、身近な相談窓口として県内14市町に19箇所の隣保館設置をはじめ、市町村人権施策主管課が窓口となり、相談体制を構築しています。

今後も、相談対応能力や質を高めるための研修会実施や市町村との意見交換を通して更なる相談体制の充実化を図っていきます。

第4章 人権の重要課題についての取組みの方向

現在、わが国には、様々な人権問題が存在していますが、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の急激な変化なども、その要因になっている」と指摘されています。

この章では、本計画で設定する「人権の重要課題」について、これまでの経緯や現状・課題を整理したうえで、課題解決に向けた取組みを「主な施策」として掲げます。それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が、県民一人一人に求められています。

女性の人権

背景・経緯

昭和21年（1946年）に公布された「日本国憲法」に男女平等が明記され、これにより、女性の法制上の地位が大きく向上しました。

その後、日本では昭和60年（1985年）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の整備などで、女性の継続就業の意識も高まり、労働市場へ女性の参加が大きく進みました。その後平成11年（1999年）の改正で、セクシャルハラスメントに関する規定が盛り込まれ、令和元年度（2019年度）の改正にて、職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務が明記されました。

また、平成11年（1999年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。国は、同法に基づいて、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、現在は「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年）に基づき、取組みが進められています。

平成13年（2001年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）は、随時改正され、女性を暴力から守る法制度は着実に整備されつつあります。

さらに、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。その後、令和元年（2019年）に、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大など一部が改正され、仕事と家庭の両立に関する雇用環境の整備やハラスメント防止対策が強化されました。

本県の現状・課題

県では、平成13年（2001年）に「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」を策定し、現在は、「第4次熊本県男女共同参画計画」（平成28年度～令和2年度）に基づき取組みを進めています。また、平成14年（2002年）には「熊本県男女共同参画推進条例」（*3）を施行し、併せて「熊本県男女共同参画センター」を設置しました。

平成17年（2005年）には「DV防止法」に基づき、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、現在は「第4次熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（令和元年度～令和5年度）に基づき、取組みを進めています。

また、平成27年（2015年）には、あらゆる分野における女性の社会参画を推進するため、産学官の連携により「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。

女性の人権の尊重にあたっては、性差別意識や固定的性別役割分担意識を解消することが課題となっており、これらの意識は女性の人権を侵害する様々な問題につながって

います。

女性の人権に関する教育・啓発については、毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しており、DVやストーーカー行為など、女性に対する暴力の根絶を訴えています。また、小学生向けDVD教材や中高生向け学習教材の作成・提供により、若年層からの意識の向上に取り組んでいます。

引き続き、女性の社会進出の推進や、女性への暴力の根絶・相談体制の充実など、女性の人権問題の解決に向けた取組みを推進していく必要があります。

施策 1 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消

施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策 3 仕事と家庭・地域生活の両立支援

施策 4 性と生殖に関する健康・権利の尊重

施策 1 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消

熊本県男女共同参画計画の着実な推進を図るため、県民向けの啓発や学校における教育、地域で活躍する人材の育成を進めます。また、各推進団体等とも連携し、性差別意識等に基づく地域慣行の見直しに取り組みます。

- ◇ 男女共同参画推進条例に基づく各種制度や事業を実施するとともに、講座・セミナーの案内や、企業向けの情報等を掲載したHP、情報ライブラリの運営等による啓発を行います。
- ◇ 学校における教育及び学習の充実を図るため、児童生徒の発達段階に応じた教材を作成、提供します。
- ◇ 男女共同参画社会づくりについての幅広い知識と行動力を備え、積極的に地域で活躍する人材を育成します。
- ◇ 熊本県農山漁村男女共同参画推進プランに基づき、農山漁村における男女共同参画をテーマとしたフォーラムや研修会等により農林水産業分野における女性担い手の育成に取り組みます。
- ◇ 女性等が抱える様々な悩みや問題についての電話や面接による相談、弁護士による専門相談を実施し、相談者への助言や情報提供を行います。

施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力の起こらない社会の実現を目指し、DVやストーカー行為、セクシュアルハラスメント等を未然に防ぐための意識啓発を進めるとともに、被害を受けた女性を支援するための相談体制の充実を図ります。

- ◇ 関係機関との連携のもと、県民を対象とした講演会やワークショップ、パネル展、啓発資料の作成・配布による啓発を行います。
- ◇ 「家庭から暴力をなくすキャンペーン」として、女性や子ども、障がい者への暴力根絶に向けた街頭キャンペーンや講演会、シンポジウムを開催します。
- ◇ 若年層を対象に、講師派遣等によるデートDV（交際相手からの暴力）などの未然防止教育を行います。また、発達段階に応じ、男女平等を推進する教育を充実させます。
- ◇ 性暴力やDVに関する相談体制の強化や早期発見・潜在化防止のネットワークの強化など、性暴力やDV被害者の早期発見、早期対応のための総合的な支援体制づくりを推進します。

施策3 仕事と家庭・地域生活の両立支援

就業意欲のある女性が継続して働ける就業環境の整備や、育児・介護サービスの充実を図ります。また、職場優先意識の解消や、男性の家庭・地域生活への参画など、男性も含めた働き方の見直しを推進します。

- ◇ 誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、事業主等を対象とした各種法令に関する説明会の開催や、講師の派遣を行います。
- ◇ 男女共同参画を推進している企業等を表彰することにより、働きやすい職場づくりに向けた気運醸成を図ります。
- ◇ 「女性活躍推進法」に基づく「熊本県女性の社会参画加速化会議」において、大学や企業、団体等と連携し、労働・経済分野における女性の社会参画の加速化と男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくりに取り組みます。
- ◇ しごと相談・支援センターにおいて、ハローワーク等と一体となって就業に係るカウンセリングを行うとともに、子育てや家庭生活に関する相談、労働条件や職場におけるトラブル等に関する労働相談を実施します。

施策4 性と生殖に関する健康・権利の尊重

すべての男女は肉体的、精神的、社会的にも良好な状態で、安全で満足のいく性生活を送り、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由と権利を持つという「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）（*4）を尊重する取組みを重視し、それぞれの実情に応じた支援を充実させます。

- ◇ 電話や面接による妊娠ところの相談窓口を設置し、妊娠葛藤や不妊、予期せぬ妊娠、思春期のからだやところの悩みなどに対する助言、支援を行います。
- ◇ 各保健所を拠点として学校との連携を図りながら、講演会やピア（仲間）教育等を実施することにより、思春期からの正しい性と生の知識の普及啓発を行います。

子どもの人権

背景・経緯

平成元年（1989年）に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が国連で採択され、子どもの人権については、「児童の最善の利益」の考慮など、子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。

国内においては、昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図ることが謳われています。その後、子どもの権利については、教育や福祉の分野で発展し、法律の中で明記すべきという考えが強くなってきました。平成11年（1999年）に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、その目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。さらに、平成12年（2000年）制定の「児童虐待の防止等に関する法律」においても、その提案理由の中で、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれました。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、「児童虐待の防止等に関する法律」及び関係法令では、これまで法改正が行われ、児童虐待防止対策の強化が図られています。平成25年（2013年）には、「いじめ防止対策推進法」が制定され、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。同年、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

本県の現状・課題

それぞれの家庭ではもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政、学校、県民など、県全体で子どもの育ちを支えていくことが必要です。

県では、平成19年（2007年）に、県民みんなで子どもの育ちを支え、全ての子どもが、生き生きと輝く熊本の実現を目指して、「熊本県子ども輝き条例」を公布、施行しました。

また、平成25年（2013年）には、県民みんなで家庭教育を支え、基本的な生活習慣を身につけ、自立心を持ち、心身の調和のとれた子どもの育成を目指して「くまもと家庭教育支援条例」が全国に先駆けて施行されました。

さらには、国の「いじめの防止等のための基本方針」を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年（2013年）「熊本県いじめ防止基本方針」を策定し、平成28年（2016年）に改訂、令和2年度（2020年度）に2回目となる改訂を予定しています。

平成27年（2015年）には、「子ども・子育て支援事業支援計画」（くまもと子ども・子育てプラン）を策定し、全ての子どもが健やかに育ち、豊かな心を育むことができ、また、安心して子どもを生み育てることができる地域社会を目指すこととしています。なお、「くまもと子ども・子育てプラン」では、「子どもの貧困対策の推進」を掲げ、

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、関係機関が連携・協働して取組みを進めることとしています。

家庭においては、児童虐待問題が深刻化し、学校においては、いじめや不登校、中途退学等の課題を抱えています。さらに、生まれ育った環境によって学習面等での課題に直面している状況等もあります。

今後も、子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させていく必要があります。

施策1 子どもの人権を尊重する教育・啓発活動

施策2 児童虐待への対応

施策3 いじめや不登校等への対策

施策4 地域ぐるみの子育て支援体制の充実

施策1 子どもの人権を尊重する教育・啓発活動

子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者をはじめ、行政、学校、企業、地域社会、県民等が相互に協力し、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備を総合的に推進していきます。

- ◇ 「熊本県子ども輝き条例」において、毎月15日を「肥後っ子の日」と定め、家族団らんや地域での多世代交流に取り組み、地域ぐるみで子どもの育ちを支える気運の醸成を図ります。
- ◇ 子どもを主体としたイベントや人権をテーマとした作品募集等により、県民の人権意識の高揚を図ります。
- ◇ 熊本県少年保護育成条例に基づき、有害図書等に関する規制を行うとともに、子どもがインターネットを安全に利用できる環境の整備を図ります。
- ◇ 地域において、子どもの権利擁護に取り組む民生委員・児童委員・主任児童委員・子ども相談員の資質向上を図り、県民への啓発活動を充実させます。
- ◇ 教職員の人権教育研修や実践発表、交流等による基本的認識の深化、実践的指導力の向上を図り、課題解決を組織的に進める体制づくりを進めます。

施策2 児童虐待への対応

児童虐待の防止を図るため、関係機関との連携協力体制のもと、虐待の発生予防・早期発見、早期対応に取り組めます。

- ◇ 女性や子ども、障がい者への暴力根絶に向けた「家庭から暴力をなくすキャンペーン」として街頭啓発活動や講演会、シンポジウムを実施します。
- ◇ 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、児童家庭支援センター（*5）を設置し、地域に根ざした相談支援体制を確立します。
- ◇ 市町村の関係職員に対する研修等の実施等、市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組みを支援します。

施策3 いじめや不登校等への対策

「熊本県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見や組織的な対応を図るため、相談体制の整備や教職員研修の充実、学校、家庭、地域や関係機関の連携強化に取り組めます。

- ◇ 講演会や実践発表等、いじめの防止等に関する効果的な取組みの実践と成果の普及に努め、いじめの未然防止、早期発見・解消を推進します。
- ◇ 子どもについての相談や教職員の研修等を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を進め、指導・支援体制を充実させます。
- ◇ 中途退学や学校生活への不適應、いじめ問題など生徒指導上の課題解決のため、教職員の指導力向上や学校全体の指導体制の整備、学校間及び家庭と地域との連携を図ります。
- ◇ 「いじめ匿名連絡サイト」（*6）を全県立学校に導入し、SNS上でのいじめやネットトラブルに対する学校の取組みを支援します。

施策4 地域ぐるみの子育て支援体制の充実

「第2期くまもと子ども・子育てプラン」に基づき、安心して子どもを育てることができ、全ての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことが出来る地域社会を目指します。

- ◇ 子育てについてのポジティブなメッセージを発信するとともに、市町村、関係団体、企業等の子育て支援の取組みを支援することにより、地域ぐるみの子育て支援を推進します。
- ◇ 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の取組みにより、学びによるまちづくりや地域人材育成、社会全体の教育力の向上に取り組めます。
- ◇ 子育ての悩みについて、いつでも、誰でも、どこからでも相談できる体制を整備し、子どもの健全な育成を図ります。
- ◇ 「子どもの貧困対策の推進」では、全ての子どもたちが夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、関係機関が連携・協働し、取組みを進めていきます。
- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの全市町村設置にむけ、市町村との意見交換会や研修会の開催、先進事例等の情報提供を行います。

高齢者の人権

背景・経緯

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は28.1%（平成30年（2018年））で、今後も高齢化の進展が予測されています。平成30年（2018年）の厚生労働省の簡易生命表では、男性の平均寿命は81.25年、女性の平均寿命は87.32年となっており、「人生100年時代」に対応した社会システムの再構築が必要となっています。

国際的な動向としては、平成14年（2002年）に、スペインのマドリッドで「第2回高齢化に関する世界会議」が開催され、高齢者の社会参加を促進するなど、高齢化を新たな発展の原動力にするため、あらゆる部門のあらゆるレベルにおいて、姿勢や政策、慣行の変更を求める国連行動計画が採択されました。

日本においては、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」が制定され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」（平成8年（1996年）閣議決定）を基本として、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきたところであり、新大綱（平成30年（2018年）閣議決定）では、年齢による画一化を見直したエイジレス社会の構築、地域における生活基盤の整備による地域コミュニティの構築などが推進されています。

また、高齢者への虐待が深刻な問題となっていたことから、平成17年（2005年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立し、平成18年（2006年）に施行されました。高齢者の人権に関わる問題に対しては、高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を基本とし、身体的・精神的な虐待や財産権の侵害などを防止する必要があります。

本県の現状・課題

本県の高齢化率は30.6%（平成30年（2018年）10月1日現在）となっており、全国平均を上回る水準で推移しています。県では、平成30年（2018年）に「第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、全ての高齢者が、暮らしたいと思う地域・場所で、快適かつ安心・安全に、生きがいと社会参加の機会を持ちながら、自立して長寿を全うすることのできる「“長寿で輝く”くまもと」を目指して、具体的な取組みを進めています。

しかし、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者世帯も増加傾向にあり、この傾向は今後もしばらくは続くことが予想され、本県においては高齢社会への早急な対応が必要となっています。その中で、尊厳を持って安心して自立した高齢期を送ることができるよう支援するとともに地域で支え合う仕組みを構築することが重要な課題となっています。

また、高齢化の進展に伴って、高齢者人口がピークを迎える令和7年（2025年）には、県内の認知症高齢者は約11万人に達し、高齢者の5人に1人が認知症となることが見込まれる状況などを踏まえ、引き続き、高齢者の人権擁護に向けた取組みを進めていく必要があります。

施策1 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発

施策2 認知症対策、虐待への対応

施策3 自立した高齢期を送ることができる環境づくり

施策4 生涯現役社会の実現に向けた取組み

施策1 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発

高齢期を健康で生きがいを持って暮らせる、活力ある明るい長寿社会の実現を目指し、国や市町村と連携した広報啓発に取り組みます。

- ◇ 広報誌の発行やHP運営等による啓発活動、老人週間を中心とした地域で活躍されている高齢者の紹介により、明るい長寿社会づくりを推進します。

施策2 認知症対策、虐待への対応

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、認知症に対する県民の理解の促進などに向けた取組みを進めます。また、高齢者への虐待の防止や身体拘束の廃止に向けて啓発や研修を実施します。

- ◇ 若年性認知症を含む認知症に関する県民への啓発や、専門職を対象とした認知症ケアの手法の普及等に取り組みます。
- ◇ 小中学生などの若い世代や高齢者と接する機会が多い生活関連企業の関係者等を対象とした、認知症サポーターの養成及び認知症サポーターが活躍しやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 高齢者の虐待防止や身体拘束廃止に向けて、市町村や地域包括支援センター（＊7）、介護施設などの関係機関に対する研修を充実させるとともに、県民への啓発を行います。

施策3 自立した高齢期を送ることができる環境づくり

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」（やさしいまちづくり条例）に基づき、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組みます。また、高齢者を適切な介護サービスにつなげたり、消費者被害から守るための体制整備を進めます。

- ◇ バリアフリー（*8）やユニバーサルデザイン（*9）の普及・啓発を進めます。
- ◇ 高齢者の権利擁護に関する相談に適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援センターの職員に対する研修を実施するとともに、福祉サービスの利用援助等を行う「地域福祉権利擁護センター」の充実を図ります。
- ◇ 成年後見制度（*10）の利用促進を図るとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や市町村における活動体制の整備を支援します。
- ◇ 「熊本さわやか大学校」の運営や、高齢者のスポーツ・文化活動の振興、交流促進等の取組みを支援します。
- ◇ シルバーヘルパーの養成や活動支援、広報啓発等により、高齢者の支え合いの取組みの活性化を図ります。

施策4 生涯現役社会の実現に向けた取組み

高齢者が生きがいを持って暮らすことができる生涯現役社会の実現に向け、高齢者の希望や能力に応じた就労支援や、ボランティア活動など社会参加を促進する取組みを進めます。

- ◇ 無料職業紹介所の運営や相談窓口の設置、シルバー人材センターの活動支援、企業とのマッチング等により、就労を希望する高齢者に仕事に従事する機会を提供し、高齢者の社会参画を促進します。
- ◇ 熊本県生涯現役促進地域連携協議会（雇用・就業機会の確保を目的に、県や福祉団体、農業団体、商工業団体等の22団体で構成）を通じて、業務の切り出しによるワークシェアリングなどの新しい働き方の提案や、高齢者雇用に関する啓発活動を通じて、希望や能力に応じて活躍できる環境整備に取り組みます。

背景・経緯

平成21年（2009年）に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、「障害者差別解消法」の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年（2014年）には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准が実現しました。

平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（*11）を行うよう規定されました。

また、障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成23年（2011年）に成立し、平成24年（2012年）から施行され、各市町村に障害者虐待防止センター（*12）が設置されるなど、障がい者虐待防止のための体制整備が図られています。加えて、平成30年度（2018年度）から障害者総合支援法、障害者雇用促進法、児童福祉法等の改正法が施行されるなど、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変化しています。

学校教育については、「学校教育法」等が一部改正され、平成19年（2007年）に「特別支援教育」がスタートしました。特別支援教育は、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるものです。また、平成25年（2013年）には、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われました。また、連続性のある多様な学びの場を用意することが求められるようになりました。そのため、すべての学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けることができる支援体制の整備を図る必要があります。

本県の現状・課題

県では、平成7年（1995年）に制定した「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」（やさしいまちづくり条例）に沿って、バリアフリーを進めるとともに、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた、障がい者が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、障がい者等用駐車場の適正な利用を促進するため、平成20年（2008年）に導入した「熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）制度」（*13）の更なる普及や協力施設の拡大、駐車場の利用マナーに関する啓発にも取り組んでいるところです。

平成23年（2011年）には「障害者差別解消法」の制定に先立ち、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、全ての県民が障がいの有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に取り組んでいます。平成27年（2015年）には、県の障がい者施策の基本的な計画となる「第5

期熊本県障がい者計画」（くまもと障がい者プラン）を策定し、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指す姿に掲げ、重点施策や分野別施策を推進しています。しかし、障がいを理由として不利益な取扱いを受けることや、合理的な配慮が受けられないという事例等が見受けられます。

平成28年（2016年）には、平成28年熊本地震が発生し、災害時における障がいのある方々への支援について様々な課題が明らかになりました。また、同年7月には、相模原市の障害者支援施設における事件（*14）が発生し、社会福祉施設等における入所者等の安全と安心の確保等の課題についても対応が求められています。

学校教育においては、特別支援学校を含む各学校間のネットワークを構築するとともに、福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携するなどして特別な支援を必要とする児童生徒への対応を行っています。また、学校レベル、市町村レベル、地域レベル、県レベルで教育の推進のための連携を図りながら、支援が困難な事例ほどより専門性の高い支援が受けられる「段階的な支援体制」を構築し、適切な支援を行っています。また、障がいのある児童生徒の就学にあたっては、市町村教育委員会が、障がいの状態や必要な支援の内容、体制整備の状況、専門家の意見等を総合的に判断するとともに、本人や保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学する学校を決定することが重要とされています。就学先決定後も、必要に応じて就学先を見直すなど柔軟な対応を行っています。

施策1 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発

施策2 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及

施策3 特別支援教育の充実

施策1 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、日常的な触れ合いを通じた相互理解の促進を図ります。

- ◇ 「障害者週間」(12月3日～9日)を中心とした講演会や障がい者芸術展の開催、作文・ポスターの募集等により、障がい者の人権を尊重する意識の高揚を図ります。
- ◇ 出前講座等により「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や障害者差別解消法の周知啓発に取り組めます。
- ◇ 広域専門相談員による相談窓口や、障がい者やその家族の相談に応じる窓口(障がい者110番)により、障がいのある方からの相談に対応します。
- ◇ 障がい者の就業と生活を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」の設置等により障がい者の就労を支援します。
- ◇ バリアフリーやユニバーサルデザインの普及啓発により、障がい者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組めます。
- ◇ 「熊本県障がい者等用駐車場利用証(ハートフルパス)制度」の普及啓発や、協力施設の拡大などの環境改善、障がい者等用駐車場の適正利用等を促進します。

施策2 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及

障がいのある人の権利擁護に取り組む人材を育成すること等により、障がい者虐待の未然防止や早期対応を図ります。

- ◇ 「家庭から暴力をなくすキャンペーン」として、女性や子ども、障がい者への暴力根絶に向けた街頭キャンペーンや講演会、シンポジウムを開催します。
- ◇ 障がい者福祉に携わる関係者を対象として、障がい者の虐待防止、権利擁護に関する研修を実施します。
- ◇ 障がい者の権利を擁護するための成年後見制度の普及や「地域福祉権利擁護センター」の充実などに引き続き取り組めます。

施策3 特別支援教育の充実

福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携しながら、支援が困難な事例ほどより専門性の高い支援が受けられる「段階的な支援体制」を構築することによる特別支援教育の充実を図ります。

- ◇ 障がいのある児童生徒の就学については、本人や保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校とで教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図ります。
- ◇ 児童生徒一人一人の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、必要に応じ学びの場の変更も含めた継続的な教育相談を行うとともに、連続性のある多様な学びの場を整備します。
- ◇ 幼児児童生徒の特別な教育的ニーズに対応する教員の専門性の向上を図ります。

同和問題（部落差別）

背景・経緯

同和問題（部落差別）は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申（＊15）では、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。

この答申を踏まえ、昭和44年（1969年）には、「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後、33年間にわたって生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実及び人権擁護活動の強化といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発等の取組みが行われてきました。これらの特別対策の実施により、住宅や道路等の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については着実に成果を上げ、生活環境の劣悪さが差別を助長するという状況は大きく改善されました。

しかし、結婚や土地購入等に際しての偏見や差別が依然として残り、近年では、インターネット上に差別を助長するような表現が掲載されるなど、同和問題（部落差別）はいまだ解決にはいたっていません。

こうした状況を踏まえ、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が制定され、現在もなお部落差別が存在するとし、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が明示されました。

本県の現状・課題

県においては、同和問題（部落差別）の解決を県政の重要課題として位置づけ、これまで関係法令に基づき様々な事業に取り組むとともに、平成7年（1995年）には「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を制定し、結婚や就職に際しての部落差別につながるような身元調査の防止に努めてきました。

しかし、「部落差別解消推進法」の施行後も、誤った認識等から、結婚や土地購入に際しての市町村に対する差別的な問合せや、インターネット上での差別を助長するような表現、公共施設における差別落書など、悪質な行為が発生しています。

さらに、同和問題（部落差別）に対する誤った認識等を利用し不当な要求をする「えせ同和行為」（＊16）は、差別の拡散につながりかねず、部落差別の解消の大きな妨げとなっています。

このような状況を踏まえ、令和2年（2020年）6月に「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。改正条例では、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにしたほか、結婚及び就職に際しての身元調査の規制の対象を県内事業者から県内外事業者に拡大するとともに、部落差別解消推進法に定められた、相談体制の充実、教育及び啓発、国が行う部落差別の実態調査への協力を規定しています。

県では、この条例の幅広い周知に努め、県民や企業等の認識を促すとともに、国や市町村等とネットワークを構築し、差別事象発生時には迅速な情報共有を図るなど、事案の早期解決と再発防止に向けた取組みを進めています。

県民一人一人が同和問題（部落差別）に関する正しい認識を持ち、適切な行動が取れるよう、関係機関との連携を強化しながら引き続き教育・啓発や関連施策に取り組む必要があります。

- 施策 1 同和問題（部落差別）の解決に向けた教育・啓発の推進
- 施策 2 差別事象の早期解決と再発防止
- 施策 3 公正採用選考の推進
- 施策 4 隣保館活動の支援
- 施策 5 相談機能の強化

施策 1 同和問題（部落差別）の解決に向けた教育・啓発の推進

現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別解消推進法」及び「部落差別解消推進条例」の理念を踏まえ、同和問題（部落差別）の解決に向けた教育・啓発を推進します。

- ◇ 県民が同和問題（部落差別）に対する正しい認識を持つとともに、それが自らの態度や行動に現れるよう、市町村、企業等への研修支援やマスメディア等を活用した啓発を推進します。
- ◇ 家庭や地域と連携し、就学前教育や学校教育などの全ての教育活動を通じて人権教育を組織的に進めます。
- ◇ 生涯学習の観点から、社会教育における人権に関する学習環境の整備や充実に取り組みます。

施策 2 差別事象の早期解決と再発防止

同和問題（部落差別）に対する誤った認識等に基づいて発生する差別事象の早期解決と再発防止に取り組みます。

- ◇ 現在もなお部落差別が存在し、許されないものであることなどを明記した「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、同和問題（部落差別）に対する誤った認識による結婚や土地購入に際しての差別の防止に努めます。
- ◇ インターネット上での差別表現の掲載、えせ同和行為等に対しては、法務局をはじめ関係機関と連携して問題の早期解決と再発防止に取り組むとともに、国に実効性のある法整備を求めています。
- ◇ 住民票等の不正取得の防止に一定の効果がある「本人通知制度」（*17）の導入が進むよう、市町村に対して制度説明や制度導入に必要な手続きなどの情報提供を行うなどの働きかけを行うとともに、必要な措置を講じるよう国に求めています。

施策3 公正採用選考の推進

企業の採用選考に当たっては、人権に配慮し、応募者の適性と能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう取り組みます。

- ◇ 国との連携のもと、事業主や公正採用選考人権・同和問題啓発推進員等を対象とする研修会を開催します。
- ◇ 人権に関する各種資料の提供や講師派遣など、企業の人権研修を支援します。

施策4 隣保館活動の支援

地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館の活動を支援します。

- ◇ 地域交流促進事業や相談機能強化事業、広域隣保活動事業など、各地域の実情に応じた隣保館活動を支援します。
- ◇ 熊本地震の際は避難所としても活用されるなど、地域に開かれたコミュニティセンターとしての一層の機能強化が期待されますが、人口減少等に伴う利用者の減少も懸念されています。国との連携により、運営費補助の確保に努めます。

施策5 相談機能の強化

様々な人権相談に迅速・的確に対応するため、相談機能の強化に取り組みます。

- ◇ 同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権相談に迅速・的確に対応できるよう、国、市町村、関係機関との連携を進め、相談機能の充実を図ります。
- ◇ 県内の隣保館と協力し、研修会の開催や先進的な取り組みを行っている隣保館への訪問研修を通じて、相談員の相談対応能力の向上に努めます。

背景・経緯

日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足から、外国人に対する偏見等による就労差別や入居・入店拒否など日常生活における差別事例が発生しています。また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案が見受けられます。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。そのため、平成28年（2016年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、適切な対応が求められています。

日本のグローバル化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人は増えています。また、最近の深刻な人手不足により、外国人材の受入を拡大するため、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正入管難民法）が平成31年（2019年）に施行され、ますます、在留外国人数が増えるとみられています。

本県の現状・課題

本県における在留外国人数は、令和元年（2019年）6月末時点で16,592人となっており、平成31年（2019年）4月から国が新たな在留資格を創設したこと等に伴い、更なる増加が見込まれます。また、民間団体等による様々な国々との国際交流や、観光・ビジネスなどで諸外国から本県を訪れる人も含めて、諸外国との人的、物的交流の規模は今後とも拡大していくことが予測されます。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっています。また、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向があります。

外国人の人権に関する教育・啓発については、熊本県国際協会と連携して、国際交流・協力を行っている県内民間団体の活動を県民へ周知し、外国人の人権についての理解を進めています。また、令和元年（2019年）に設置した「熊本県外国人サポートセンター」（※18）において、他の相談機関との緊密な連携を図ることなどにより、在熊外国人からの生活全般に係る相談に的確に対応できるよう努めています。

今後も引き続き、偏見や差別の解消に向け、県民一人一人が広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させ、国籍や民族の違いを超えた、外国人も日本人もともに暮らしやすく、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」を進めなければなりません。

施策1 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進

施策2 多文化共生の地域づくり

施策1 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進

外国人への偏見や差別の解消に向け、県民一人一人が、異なる民族・国・地域の文化等についての正しい知識と広い視野を持って外国人との相互理解を深めていけるよう、啓発や交流を推進します。

- ◇ 熊本県国際協会と連携し、国際交流・協力を行っている県内の民間団体のネットワークづくりや活動への支援等を行い県民への周知を進めます。
- ◇ 小中高校からの依頼により在熊外国人等を講師として派遣し、国際理解を深める機会を提供します。
- ◇ 県立高校において、姉妹校等との交流を促進します。

施策2 多文化共生の地域づくり

行政、学校、企業・民間団体、県民などが、外国人の人権についての関心を高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、暮らしやすく、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」を進めていきます。

- ◇ 熊本県外国人サポートセンターにおいて、在熊外国人や県民からの様々な分野にわたる相談に対応するとともに、他の相談機関との連携等体制の整備を進めます。
- ◇ 学校・地域における日本語学習機会の確保や、日常生活、緊急時における相談・情報提供機能を充実させます。
- ◇ 在住外国人と地域住民との交流を促進するとともに、講話や研修会の実施等による防犯・防災対策等を充実させます。
- ◇ 外国人材の受け入れを検討している企業等を対象とした相談窓口を設置し、外国人材の受け入れ方法や雇用に関する各種制度に対する理解の促進に努めます。

背景・経緯

日本における公害の原点といわれる水俣病は、昭和31年（1956年）に、水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣市にあったチッソ（株）水俣工場（現在「JNC（株）水俣製造所」）から、化学製品の原料（アセトアルデヒド）の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずにたくさん食べたことが原因で、水俣病が発生しました。その中には、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状を有する胎児性水俣病もありました。

国は、昭和48年（1973年）に「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）を施行し、健康被害に対する補償のため、療養費、補償費などを支給するとともに、公害保健福祉事業を行うことにより、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図りました。

水俣病問題は健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の問題を生じさせました。

水俣は企業城下町とも言われ、チッソという企業に経済的に大きく依存していたため、患者やその家族はチッソと対立するものとして、差別や抑圧・忌避を受けるなど住民間の対立が深まり、地域住民のきずなが損なわれました。患者がチッソから受ける補償金が、中傷やねたみを招くこともありました。

水俣出身であるために結婚や就職を断られたり、水俣の産品が売れないなど、地域外からの差別もありました。このような事情から、水俣病に苦しみながらも、差別を恐れ、自分が水俣病であるということと言えなかった人もいます。

本県の現状・課題

平成16年（2004年）に、水俣病関西訴訟最高裁判所判決において、水俣病被害の拡大を防止できなかったことに対し、国と熊本県の責任が確定しました。

国・県は、この判決を真摯に受け止め、また、多くの方々が救済を求められている状況を踏まえ、平成21年（2009年）に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、平成22年（2010年）から救済の受付を開始しました。平成26年（2014年）には全ての判定が終了し、本県では3万7千人を超える方々が特措法による救済を受けることになりました。

しかし、今も「公健法」による水俣病の認定申請や裁判をされている方等もおられるため、引き続き、相談窓口での対応や、認定業務等に取り組んでいきます。

これまでに、水俣・芦北地域の再生と地域住民間のきずなを取り戻すことを目的として、「もやい直しセンター」（*19）が水俣市等に建設され、人々の交流の場、地域保健・福祉の活動拠点として利用されています。更に水俣病問題について学ぶために、「水俣市立水俣病資料館」（*20）や「国立水俣病情報センター」（*21）等が建設され、水俣病に関する資料やパネル・写真の展示が行われています。水俣病資料館では、実際に水俣病やそれに伴う差別などを語り継いでいる「水俣病資料館語り部・伝え手」の皆さんの体験談を聞くこともできます。

しかしながら、今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語るができないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。偏見や差別の解消のためには、水俣病に関する正しい知識を広めるとともに、様々な取り組みを通じた努力により、美しく豊かな海を取り戻していることなど、現状への理解を深めていくことが必要であり、引き続き水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくなどの取り組みを進めていきます。

また、長い年月の経過に伴い、水俣病被害者本人やその家族の高齢化が進んでいます。中でも、胎児性・小児性水俣病患者は、多くの方が60歳代・70歳代を迎えています。幼い頃から水俣病ゆえの偏見や差別を受け、また、家族も高齢の水俣病被害者である場合が多く、通院等の外出や食事、あるいは介護者の緊急時の対応等、日常生活において様々な支障や不安が生じています。

これらのことから、水俣病被害者やその家族が、地域において安心して日常生活を送ることができるよう、また、社会参加が促進されるよう、関係機関等と連携しながら、地域における支援を充実させていく必要があります。

水俣病をめぐる人権に関する教育・啓発については、学校現場における水俣病問題の啓発の取り組みとして、県では、教職員を対象とした啓発や、水俣病患者等が中学校・高等学校・特別支援学校の生徒との交流等を通して水俣病と水俣病の教訓を伝えるための取り組みを実施しています。また、県教育委員会では、県内の公立小学校及び義務教育学校の5年生全員を対象に、水俣病資料館や水俣病情報センター等での調べ学習や、語り部・伝え手の方の講話傾聴等の体験学習を通して、水俣病への正しい理解と差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的とした、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施しています。このような取り組みをもとに、発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深め、子どもたちに差別や偏見を許さない心情や態度の育成に努めていきます。

県民一人一人が、水俣病の歴史や事実を正しく学び、水俣病の教訓として、一度破壊された環境を取り戻すことの難しさや人権への配慮がいかに大切かをきちんと学び取り、積極的に行動し、県内外に発信していくことが求められます。

施策1 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発

施策2 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

施策1 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発

水俣病に関する情報や教訓を発信することにより、水俣病の正しい理解を促進するとともに、発生地域の再生状況等を広く発信することにより、環境を守ることや人権の大切さを伝えていきます。

- ◇ 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を通して、水俣病への正しい理解を深めるとともに、環境再生に取り組む水俣の姿を学ぶ機会を提供します。
- ◇ 水俣病患者等が生徒と交流する事業等の実施や、県内高等学校や教職員、保護者を対象に、水俣病を身近な問題として理解し、水俣病の教訓を学び考える啓発事業を実施し、水俣病と水俣病の教訓を次の世代へ伝えていきます。
- ◇ 水銀による環境や健康への被害防止に向け、各国の「水銀に関する水俣条約」(*22) 批准をはじめとする国際的な取組みが進むよう、研修等を通して水俣病の教訓を世界へ発信します。
- ◇ リーフレット等の作成・配布、市や町の取組みへの支援等により、水俣病に関する知識や情報、教訓を発信します。

施策2 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

被害者やその家族が地域において安心して日常生活が送れ、社会参加が促進されるよう、相談体制の整備等により地域生活を支援するための取組みを進めます。

- ◇ 相談窓口の設置等を通して、水俣病発生地域に居住する住民の健康不安に対応するとともに、地域生活を支援します。

ハンセン病回復者及びその家族の人権

背景・経緯

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食や入浴などの日常生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でもありません。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。明治40年（1907年）「^{らい}癩予防二関スル件」という法律が制定され、救護者のいない患者を療養所に入所させたのが隔離政策のはじまりです。この隔離政策は、昭和28年（1953年）に改正された「^{らい}予防法」においても、また、昭和35年（1960年）にWHO（世界保健機関）が外来治療を勧告した後も続けられました。

平成8年（1996年）の「^{らい}予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。ハンセン病療養所入所者のハンセン病は完治していますが、ハンセン病の後遺症として身体に障がいが残っているため、依然として患者であるとの誤解が払拭されていない、という現状があります。

このような社会における根強い偏見に加え、高齢化などにより、療養所を退所することが困難な状況にあり、現在も多くの方が療養所で暮らしています（全国には14の療養所があり、1,094人（令和2年（2020年）5月1日現在）が療養所で暮らしています）。

平成13年（2001年）に、ハンセン病回復者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。このことが契機となり、国によるハンセン病回復者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

ハンセン病回復者の方々が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるように「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年（2008年）に制定されました。同法の制定により、国立療養所の土地及び施設・設備を、地域住民等へ開放することができるようになりました。

令和元年（2019年）には、ハンセン病家族訴訟に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。今後、ハンセン病回復者の家族についても損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

本県の現状・課題

本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所^{きくちけいふうえん}菊池恵楓園」（*23）があり、現在、170人（令和2年（2020年）5月1日現在）が暮らしています。

また、明治28年（1895年）の「^{かいしゅんびょういん}私立回春病院」（*24）の創設や明治31年（1898年）の「^{たいろういん}私立待労院」（*25）の創設、さらには、ハンセン病問題の歴史を大きく変えることとなった熊本地方裁判所判決が平成13年（2001年）に出されたことなど、本県とハンセン病問題との関わりは非常に深いものがあります。

現在、菊池恵楓園では、園への訪問者受入や入所者自治会への講演依頼など、県民との交流が進んでおり、園内には、入所者の歴史を伝えるとともに普及啓発や住民との交流を図る社会交流会館が設置されています。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の理念を踏まえ、国立療養所菊池恵楓園、熊本県、合志市、恵楓園の将来を考える会（入所者自治会、ハンセン病違憲国賠訴訟原告団及びその支援団体等）で協議を行い、「啓発」、「介護・医療」、「社会化」の大きな3つのテーマを柱とした菊池恵楓園将来構想が、平成21年（2009年）に策定されました。

入所者の方の高齢化も進んでおり、地域社会から孤立することがないように、同将来構想の取組みとして、平成24年（2012年）に保育所が開園されました。また、令和3年（2021年）の小中一貫校の開校や令和4年（2022年）の社会交流会館リニューアルオープンなど、今後地域住民との更なる交流の促進が図られる予定です。

平成26年（2014年）、熊本県「無らい県運動」（*26）検証委員会から知事に対し、「無らい県運動」と称されるハンセン病隔離政策に、県が過去の歴史の中でいかに関わってきたかの検証結果が報告されました。そこから導き出される教訓が、県や県民によってどのように生かされているかを検討し、今後の道筋を明らかにするため、県では、平成27年（2015年）に「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を設置しました。県や各界（医療界、法曹界、マスコミ等）の取組状況について意見・提言を受け、5年が経過した令和2年（2020年）1月には検討結果を知事に報告されました。この報告書での提言を受け、引き続き啓発の充実を図っていきます。

県内では、平成15年（2003年）にハンセン病回復者の社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件（*27）が発生しました。しかし、「2019年県民アンケート調査」では、「ハンセン病が感染しにくい病気だということを知っていますか」の問いに対して、知っている人の割合は8割を超えている一方で、「ご自身のお気持ちの中に、ハンセン病の患者さんや治癒された方に対する偏見や差別意識があると感じますか」の問いに対して、依然として4人に1人が「ある」または「少しある」と回答しており、偏見や差別が根強く残っていることを示しています。現在、県民が菊池恵楓園を訪問し、ハンセン病についての知識を学び、入所者の方々との交流を深めることを目的とした「菊池恵楓園で学ぶ旅」を実施しているところですが、根強く残る偏見や差別に対しては、今後、より一層の教育・啓発の推進が必要です。

県教育委員会においても、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育推進に向けた資質及び実践的な指導力の向上を図るため、「教職員のための菊池恵楓園現地研修」を実施しています。これらの取組みをもとに、「医学から見る」「歴史から学ぶ」「ハンセン病回復者及びその家族の人権回復」の視点から、子どもたちの発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深め、子どもたちに差別や偏見を許さない心情や態度の育成に努めています。

ハンセン病問題についての啓発は、正しい知識の普及と併せて、人間的な交流を通じて共感を呼ぶ取組みが必要であり、特に「無らい県運動」により、ハンセン病の誤った事実認識を信じ込まされてきた時代を過ごした世代や、若い世代に対して重点的に啓発を行っていく必要があります。

また、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書での提言を受けて、令和2年（2020年）4月に、ハンセン病回復者及びその家族を支援する「熊本県ハンセン病問題相談・支援センター（愛称：りんどう相談支援センター）」（*28）を開設し、安心して生活ができる環境づくりに努めています。

今後ともハンセン病回復者の方やその家族が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう、国や市町村と連携して取組みを進める必要があります。

施策1 ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発

施策2 地域社会との共生への支援

施策1 ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病回復者等及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

- ◇ ハンセン病問題についての知識を学び、入所者の方々との交流を深めることを目的とした「菊池恵楓園で学ぶ旅」を実施したり、県民を対象とした講演会やパネル展、入所者による作品展の開催、リーフレットの作成・配布等による啓発を進め、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◇ 入所者や退所者の高齢化に伴い、安心して地域で医療や福祉サービスが受けられるように、医療・福祉従事者等を対象とした研修会を開催し、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及に努めます。
- ◇ 「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」では、設置から5年が経過した令和2年（2020年）1月に、これまでの検討結果を知事に報告し、今後も引き続き県や各界（医療界、法曹界、マスコミ等）の取組み状況について、意見・提言を受け、啓発の充実を図っていきます。
- ◇ 教職員を対象とした現地研修等を通して、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深めるとともに、人権教育における教職員の資質及び実践的な指導力の向上を図ります。

施策2 地域社会との共生への支援

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の理念を踏まえ、療養所、県、合志市、民間団体が連携して策定した将来構想に基づき、高齢化するハンセン病回復者及びその家族が地域社会から孤立しないよう、地域住民との交流等を進めるとともに、社会生活に関する相談や支援を行う体制を整備し、共に安心して暮らせる地域づくりに努めます。

- ◇ 将来構想に基づき、療養所の敷地を活用して設置された保育所や、現在整備中の小中一貫校等を通して、入所者と地域住民との交流を深めます。
- ◇ 熊本県ハンセン病問題相談・支援センター（愛称：りんどう相談支援センター）において、回復者及びその家族を対象に相談対応や支援等を行い、安心して暮らせる環境づくりに努めています。

感染症・難病等をめぐる人権

(ア) 感染症をめぐる人権

背景・経緯

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など、まん延のおそれがある感染症がひとたび発生すると、国民の生命や健康、更には経済など社会全体に大きな影響を与えます。このような影響を最小限に抑えるためには、感染拡大防止対策により被害を軽減しながら、医療体制の維持や社会活動の継続を図る必要があります。そうした中で、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識により感染症の感染者に対する偏見や差別意識が生まれ、感染者や家族等に対する様々な人権問題が生じています。

感染症に対しては、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、感染者や家族等に対する偏見や差別意識の解消等、人権尊重の視点も重要です。

そのような考えに基づき、平成10年（1998年）には、感染者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ的確な対応を行うため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されました。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、令和2年（2020年）に世界的に感染が拡大しました。国は、関係する法律を改正したうえで、適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備し、感染拡大防止を図りました。その後、法律に基づき決定した基本的対処方針において、国は感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組みを行うことを決定しました。

しかしながら、感染者が確認された地域では、感染者やその家族、関係者に対して、職場や学校などでの心ない言動、不適切な扱いなど、人権に関わるような事例が発生しました。また、医療従事者やその家族などにも、不適切な扱いや、いやがらせ、いじめ、SNSなどでの誹謗・中傷などが問題となりました。

また、HIV・エイズについては、昭和63年（1988年）にエイズまん延防止と患者・感染者に対する偏見や差別の解消を図ることを目的として、WHO（世界保健機関）が12月1日を「World AIDS Day」（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。平成8年（1996年）からは、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）がこの活動を継承しています。

わが国においても、UNAIDSが提唱する「World AIDS Day」に賛同し、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する偏見や差別の解消等を図ることとし、取組みを行っています。

本県の現状・課題

新型コロナウイルス感染症については、令和2年（2020年）に国内で初めての感染者が確認され、同年2月以降、県内でも感染者が確認されると、感染者やその関係者、医療従事者やその家族等に対する不適切な扱いや誹謗・中傷等、人権に関わるような事例が発生しました。

県では、人権に配慮しつつ、被害の軽減や医療体制の維持、社会活動の継続を図るため、「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針」を定め、県民に対し、感染症に関する知識や情報を提供するとともに、「感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷は絶対にあってはならない」と人権への配慮を強く訴えています。また、感染者等に対する偏見・差別等の未然防止に向けた周知・啓発や、感染者等からの相談への対応を行っています。

HIV・エイズについては、各保健所で、感染を早期に発見し、確実に治療に結びつけることを目的として、エイズをはじめとする性感染症等の相談・検査を行っています。平成22年（2010年）からは全ての保健所で夜間の相談・検査を開始する等、検査を受けやすい体制づくりに取り組んでいます。

HIV・エイズをはじめとした感染症をめぐる人権については、医療機関や学校、事業所等と連携しながら、講演会や出前講座、街頭キャンペーン、イベント等を通じて啓発を行っています。

さらに、その他の感染症に関しても、例えば結核等の感染症が発生し、関係者に健康診断を実施する際には、必要に応じて疾患についての正しい理解を促す説明会を行うなど、感染者や家族等の人権に配慮した対応を行っています。

感染に係る偏見や誹謗・中傷は絶対にあってはなりません。今後も、感染者や家族等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する正しい情報・知識の普及や、感染者等の人権への配慮についての啓発を更に進めていく必要があります。

(イ) 難病等をめぐる人権

背景・経緯

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病をいいます。難病は、経過が慢性にわたるため、経済的な問題のみならず介護等を要する場合には家族の負担が重く、精神的な負担も大きいものがあります。また、難病はその種類も多くさまざまな病気の特徴があり、個人差があるため、自立生活が送れなかったり生命の維持が困難なものばかりではありません。一方で、疾患により外見が変化していたり、視覚障がいや肢体不自由などによる行動上の変化があるなどして、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

これまでの難病対策は、法律等に基づくものではありませんでしたが、平成 27 年（2015 年）1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、医療費助成制度や患者の療養生活支援等に関して、法律に基づき実施されることになりました。

本県の現状・課題

難病患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するために、難病に関する適切な情報を提供するなど普及啓発に取り組む必要があります。

各保健所では、当事者をはじめ、医療、福祉、教育、雇用に関連する職務に従事する者等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図っています。

また、平成 17 年（2005 年）に開設した「熊本県難病相談・支援センター」では、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談・支援の取組みを行っています。同センターでは、難病患者の生活安定のため、就労及び就労継続への取組みとして、労働関係の団体・機関で構成された熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議による関係機関の連携体制の推進を図っているほか、各保健所及び難病患者会と連携し、療養生活における不安や悩み等に対する相談対応や諸制度に関する情報提供等を行い、難病患者とご家族等に対する支援を行っています。併せて、県では、平成 28 年度（2016 年度）から難病患者の就労を積極的に支援している事業所・団体の登録制度を開始し、優良事例の紹介を行っています。

難病等をめぐる人権に関する教育・啓発については、熊本県難病相談・支援センターにおける情報発信、ハローワークと連携した事業所への理解促進、医師やホームヘルパーへの研修会に取り組んでいます。

今後とも、難病患者に対する理解が深まるよう、医療、福祉、教育、雇用それぞれの立場で難病についての正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

施策1 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等

施策2 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実

施策1 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等

感染者やその家族、関係者等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する県民一人一人の理解の促進や、感染者等への偏見・差別等の未然防止に向けた取り組みを進めます。また、感染者等からの相談を通じて必要なサポートを行います。

- ◇ 県民に対する新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の発信や、感染者等に対する不適切な扱いや誹謗・中傷等を未然防止するための啓発に取り組みます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染者等を対象とした、人権に関する困りごとの相談を受ける専用相談窓口を設置し、必要なサポートを行います。
- ◇ エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、街頭啓発やパネル展の開催等による感染症に関する正しい知識の普及・啓発、マスメディア等を活用した相談・検査に関する情報の発信に取り組みます。
- ◇ エイズをはじめとする性感染症についての正しい理解を促進するため、学校において、関係機関との連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた系統的な性に関する指導に取り組みます。
- ◇ 各保健所においてエイズをはじめとする性感染症等の相談・検査を受けやすい体制づくりや、相談業務に当たる人材の育成に取り組みます。

施策2 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実

難病患者等が地域で尊厳を持って、安心して暮らすことができるよう、難病に関する情報の提供など普及啓発に取り組みます。

- ◇ 各保健所に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、当事者をはじめ、医療、福祉、教育、雇用の分野の関係者等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援について情報共有、連携強化を図ります。
- ◇ 熊本県難病相談・支援センターにおける患者や家族への相談対応や情報発信、地域交流活動への支援を行います。
- ◇ 難病患者の生活安定のため、就労及び就労継続への取り組みとして、労働等関係の団体・機関で構成された熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携を図ります。
- ◇ 企業等への啓発、医師等への研修会を実施するとともに、患者個人の難病の特性を踏まえ、難病患者の就労や就労継続に向けた、労働関係機関との情報共有や相談支援に取り組み、治療と就労の両立を図ります。

背景・経緯

犯罪等の被害に遭った方の多くは、犯罪そのものによる直接的被害だけでなく、それに伴い生じる、精神的なショック、再び被害に遭うのではないかとといった不安、捜査・公判への対応に係る精神的・時間的負担、医療費の負担や収入が途絶えることによる経済的負担、周囲の好奇の目や誤解に基づく中傷、過剰な報道といった、いわゆる二次被害にも苦しんでいます。

このような状況を踏まえ、国においては、犯罪被害者、その家族又は遺族の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」を施行し、更に施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定（平成17年（2005年））し、現在は第3次基本計画に基づき各種施策が進められています。

本県の現状・課題

熊本県においては、平成15年（2003年）に設立した「（社）熊本犯罪被害者支援センター」（現：公益社団法人くまもと被害者支援センター）（*29）において、犯罪被害者等への相談対応や支援を行うとともに、相談員や被害者支援ボランティアの養成に取り組んでいます。また、「犯罪被害者等基本法」の趣旨を踏まえ、熊本県が犯罪被害者等への支援施策を推進するうえでの基本的な考え方を明らかにするため、平成20年（2008年）に「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等の権利利益の保護や犯罪被害者等に対する県民意識の醸成等に取り組んでおり、現在、犯罪被害者等支援条例の制定についても検討しています。

県内の刑法犯認知件数は年々減少しているものの、県内では様々な犯罪が発生し、依然として県民の誰もが犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等の立場になる可能性があります。そのため、県民が犯罪被害を受けた場合には、必要な支援が受けられるよう被害回復のための諸制度に関する情報提供や相談体制の充実、犯罪被害者等が周囲からの不適切な言動で更に傷つけられるといった二次被害を防止する必要があります。

特に、二次被害の防止においては、県民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要です。犯罪被害者等に対する県民の理解の増進と配慮・協力を一層促していくため、引き続き教育・啓発に取り組む必要があります。

施策1 犯罪被害者等への情報提供や相談体制の充実

施策2 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

施策1 犯罪被害者等への情報提供や相談体制の充実

犯罪被害者等が刑事司法手続や保護手続、被害回復のための諸制度に関する情報提供を受けられる環境の整備に取り組みます。

- ◇ 被害直後において犯罪被害者等が必要とする支援情報を提供するため、「支援の手引き」を配付します。
- ◇ 犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人くまもと被害者支援センター」において、犯罪被害者等への相談対応や支援を行うとともに、相談員や被害者支援ボランティアの養成に取り組みます。
- ◇ くまもと被害者支援センターや犯罪被害者支援連絡協議会を中核とした、行政、司法、医療、福祉、教育等の関係機関との連携強化による支援体制の充実を図ります。
- ◇ 性暴力被害者に対しては、警察への届出促進、被害の潜在化防止を目的としたワンストップのサポートセンターを設置し、電話やメールでの相談対応や医療機関受診のサポート、弁護士・臨床心理士などの専門家による相談を実施します。
- ◇ 交通事故相談所において、交通事故被害者等からの交通事故に係る各種相談に対応します。

施策2 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

犯罪被害者やその家族の人権の擁護に向け、被害者等の現状を理解し、被害者の視点で支えていくための啓発等に取り組みます。

- ◇ 犯罪被害者の講演会開催等を通じ、犯罪被害者等が置かれた現状や支援の必要性についての広報・啓発に取り組みます。
- ◇ 次世代を担う中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を通じて、被害者も加害者も出さないという社会気運や社会全体で被害者等を支えるという意識醸成に取り組みます。
- ◇ 捜査過程における二次被害の防止・軽減及び被害者等への適切な対応を図るため、職員に対する研修の充実を図ります。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

背景・経緯

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成14年（2002年）に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認め、政府認定の日本人拉致被害者17人のうち、5人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの方々については、現在も安否不明のままです。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して対応していくことを目的として、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題に対する国際的関心も高まっており、平成30年（2018年）の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が14年連続で採択されました。

平成26年（2014年）には北朝鮮において特別調査委員会が発足し、全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査が開始されましたが、発足後、北朝鮮からの調査報告はなく、北朝鮮に迅速な調査を求める状況が続いています。

本県の現状・課題

県及び県教育委員会では、県民が広く拉致問題について関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に拉致問題を考える講演会をはじめ、ポスター・パネル展示等、様々な啓発事業を実施しています。また、拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどの教育的な課題を、拉致被害者家族の手記や映画等を通して、人権教育の中で適切に取り上げるなど、児童生徒にお互いの人権を大切にすることが育つよう取り組んでいます。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の方々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。

引き続き、この問題に対する県民の正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

施策1 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発

施策2 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育

施策1 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発

広く県民が拉致問題についての関心と認識を深められるよう、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心とした啓発に取り組みます。

- ◇ 教育現場で、本県の拉致被害者をテーマとした啓発小冊子を活用し、若い世代の拉致問題についての関心と認識を深めます。
- ◇ 講演会の開催やポスター・パネル展示等、拉致問題についての関心と認識を深めるための啓発活動を実施します。
- ◇ 無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害を防止するための啓発活動に取り組みます。

施策2 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育

拉致問題等に関する教育を通して、家族愛や命の大切さを伝えるとともに、人権尊重の意識を培う取組みを進めます。

- ◇ 拉致被害者家族の手記や映画等を人権教育の中で取り上げるなど、児童生徒に互いの人権を大切にす意識や態度が育つような取組みを進めます。

背景・経緯

わが国では、これまで、阪神淡路大震災や東日本大震災のほか、台風や豪雨などの災害が、地域に大きな被害をもたらしてきました。こうした災害では、多くの人命、身体が危険にさらされますが、中でも、高齢者や障がい者など避難の際に支援を要する方々（避難行動要支援者）は自力で迅速な避難行動をとることが困難なことから、各市町村において、あらかじめ避難行動要支援者を把握するとともに、情報伝達や避難誘導の方法について、個別計画（避難支援計画）を作成しておく必要があります。

また、大規模災害では、避難所に大勢の被災者が押し寄せたり、不自由な避難生活が長期化する傾向にあるため、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、などの特に配慮を必要とする人（要配慮者）が安心して避難生活を送れるよう、それぞれの特性やニーズに配慮した対応を心がける必要があります。

平成25年（2013年）、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、市町村は、指定避難所の指定や避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるとともに、避難所における生活環境の整備に努めることとされ、国により「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されました。

本県においては、平成28年（2016年）4月、平成28年熊本地震が発生し、死者272人（災害関連死を含む）、重軽傷者2,737人という甚大な被害をもたらしました。住家被害は19万8千棟を超え、一時、避難者数は18万人にも上り、避難誘導や避難所の運営について、様々な課題が明らかになりました。

避難誘導においては、避難行動要支援者名簿が作成されていても、個人情報保護の観点から、自主防災組織等が事前に避難行動要支援者を把握することが困難であったり、個別計画が未作成、あるいは有効活用されず、在宅の高齢者や障がい者の円滑な支援が困難な地域もありました。平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者の特性に応じた個別計画の検討、見直しが求められます。

また、避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮、女性や子どもなど緊急時に弱い立場になる者の安全確保等の環境の整備、被災者の心のケア、外国人の避難状況把握の体制等に課題があります。要配慮者を含めた全ての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うためには、人権に配慮した検討・見直しを進める必要があります。

本県の現状・課題

本県においては、平成25年（2013年）に「避難所運営ガイドライン」や「避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、市町村におけるマニュアルの整備を支援してきました。また、平成29年（2017年）には、熊本地震後の対応に係る検証結果を踏まえ、避難所運営に関する基本的な事項をまとめた「避難所運営マニュアル」や「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、各市町村の実情に応じて修正し、活用するよう促しています。この作成に当たっては、避難所運営に関するノウハウを持つNPOや災害ボランティア等との連携を図るとともに、様々な主体の参画により、要配慮者を含めた全ての

利用者の視点を踏まえた運営体制を構築していくことが求められます。

さらに、公助はもとより、自助・共助の取組みを促進するため、県や市町村、事業者、県民等の取り組むべき事項を明らかにするとともに、災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、防災に関する教育・啓発を継続的に進めていく必要があります。また、市町村と連携しながら、学校や地域、家庭等が一体となった防災教育・啓発にも取り組んでいくことが重要です。

施策1 平時における計画やマニュアル、支援体制の整備

施策2 防災教育・啓発の推進

施策1 平時における計画やマニュアル、支援体制の整備

災害発生時または発生のおそれがある時の速やかな避難、円滑な避難所運営による被災者の負担軽減が図れるよう、避難支援や避難所運営に関する計画やマニュアルの作成を促進します。

- ◇ 市町村における避難行動要支援者の個別計画の策定を支援するとともに、避難所運営マニュアル、高齢者、障がい者をはじめとする要配慮者に係る福祉避難所運営マニュアルの作成を支援します。
- ◇ 災害時における女性のニーズや視点を踏まえ、女性や子どもへの暴力の防止・安全確保に配慮した避難所の設営・運営について、市町村を支援します。

施策2 防災教育・啓発の推進

災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、県民への啓発や学校における防災教育に取り組みます。

- ◇ 熊本地震の教訓を踏まえた防災啓発資料により、県民への啓発を進めます。
- ◇ 学校における防災教育及び防災体制の充実を図ります。

背景・経緯

近年、インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（*30）等の普及により、使い方によっては、人権に関わるような問題も数多く見られるようになってきました。例えば、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫、児童ポルノの流通、さらには、同和問題（部落差別）に関わる人名・地名などに関する差別的な情報の掲載、誹謗中傷など、偏見や悪意に満ちた内容も少なくありません。

そのような中、国は、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行（平成25年（2013年）一部改正）し、権利の侵害があった場合のプロバイダやサーバの管理者等の責任の範囲や、発信者情報を被害者に開示するための要件を明確化するなど、事業者による自主的な対応を促すための環境整備を行ってきました。

また、平成15年（2003年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）を施行（平成31年（2019年）一部改正）し、犯罪から児童を守る取組みも進められています。

さらに、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）を施行（平成30年（2018年）一部改正）し、フィルタリングサービス（*31）の活用など青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組みも進められています。

本県の現状・課題

本県においても、インターネットの匿名性を悪用し、他人を誹謗中傷する、あるいは、差別を助長する情報を掲載するなど、人権に関わる被害の発生が確認されています。また、子どもへのスマートフォンの急速な普及に伴い、出会い系サイトなど様々なコミュニケーションサイトに関連したトラブルや、インターネットやSNSを通じて行われるいじめの問題も顕在化しています。

こうした問題を未然に防ぐには、インターネットやSNSの利用者一人一人が正しい情報を見極め、それを活用する力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、情報安全・情報モラルに関する理解を促進することが重要です。また、ネット上でのいじめ等の防止に向け、ネット上でもルールやマナーを守り、自他を大切にする意識を高められるような教育・啓発を進めていく必要があります。

さらに近年、子どもが自分の裸体をスマートフォンで撮影した画像をメール等で送られる被害（自撮り被害）が増加傾向にありました。こうした犯罪から子どもを守るため、県では、平成31年（2019年）に「熊本県少年保護育成条例」を改正し、少年自身の児童ポルノ等の画像を執拗に要求する行為を禁止し、罰則を設けています。

施策1 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発

施策2 インターネットによる人権侵害の防止に向けた取り組み

施策1 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発

県民一人一人が、情報安全や情報モラルについての関心を高め、情報リテラシーを身に付けられるような教育・啓発に取り組みます。

- ◇ 各種媒体を活用し、情報安全や情報モラルに関する広報啓発に取り組みます。
- ◇ セミナーの開催や研修テキストの作成・配布等により、情報モラルや情報リテラシーを高める取り組みを進めます。
- ◇ 中学生によるインターネットの安全利用についてのポスター（標語）コンクールを開催します。
- ◇ 教職員研修や教育活動の支援、家庭向け指導資料の作成・配布等により、学校・家庭が両輪となって、情報安全・情報モラル教育の充実を図ります。
- ◇ 各地域において情報安全・情報モラルに関する研修等を行う情報安全ファシリテーターを育成するとともに、学校やPTAが主催する研修会等へ派遣します。
- ◇ くまもと「親の学び」プログラム講座において「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用して、家庭におけるルールづくりを後押しします。

施策2 インターネットによる人権侵害の防止に向けた取り組み

インターネット等の適切な利用を促進するための取り組みや、人権侵害や犯罪被害の防止に向けた取り組みを進めます。

- ◇ 児童生徒による学校非公式サイト等への不適切な書込みの監視を行い、時宜に応じた指導を行います。
- ◇ 熊本県少年保護育成条例に基づき、チラシの作成・配布等により、インターネット上の有害情報の閲覧・視聴を防止するフィルタリングの活用を進めます。
- ◇ インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、少年の性に着目した営業など、有害環境の浄化活動を行います。
- ◇ 人権センターにおいて相談に対応するほかインターネットを使った誹謗中傷や差別を助長する恐れのある情報の掲載について、法務局に情報を提供することで、プロバイダ等に削除を求めていきます。

(ア) ハラスメント

ハラスメントとは「いじめ・嫌がらせ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動をさします。

令和2年(2020年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、「女性活躍推進法」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました。

「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント対策が法制化され、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされました。同年の厚生労働省告示「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいうと定義されました。

また、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正によりセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されました。事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセクシュアルハラスメントの行為者になり得るものであり、男性も女性も行為者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当するとされています。

ハラスメントは職場のみにとどまらず、様々な場面でおこなわれ、その態様も様々です。ハラスメントは人権侵害であるという認識を県民に浸透させるため、相談窓口での丁寧な対応や様々な啓発を行い、被害の防止を図る必要があります。

(イ) 性的指向・性自認に関する人権

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、また、「からだの性」(生物学的な性)に対し、自分の性をどう認識するかを「性自認」といいます。性的指向や性自認を理由とする偏見や差別のため、日常生活の様々な場面で困難に直面している方々があります。

・性的指向

性的指向とは、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。この他にも、全ての性を好きになる全性愛、情愛や性愛的な関係を他者に対して抱かない無性愛もあります。同性愛、両性愛に対しては根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に明らかにして生活することができにくい環境にあります。

国際的に見ると、近年、同性婚を認める国が増加しています。国内においても、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ制度」を導入する自治体も出てきています。

- ・性自認

性自認とは、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。「からだの性」（生物学的な性）と「こころの性」（性自認）とが一致していない状態にあるため、からだの性を自分の望むこころの性に近づけるためにホルモン療法や性別適合手術等の医療を求める状態を、医学的に「性同一性障害」とされてきました。

平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たせば、戸籍上の性別を変更できるようになりました。（平成20年（2008年）の改正法によって条件を緩和）

この「性同一性障害」という名称は、平成30年（2018年）には世界保健機関（WHO）が発表した「国際疾病分類」（ICD-11）において、「精神疾患」の分類からはずされました。現在、国内で適用に向けた作業が進められています。

学校においては、平成27年（2015年）に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。教育現場での性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

県においては、平成30年度（2018年度）から、県への各種申請書等における性別記載欄について、原則廃止の方針のもと、全庁的な見直しを進めています。また、「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック～」を平成31年（2019年）に作成し、まずは、多くの県民と接して職務を行っている県職員が、性的マイノリティ、いわゆるLGBT（*32）の方々に対する偏見や差別意識を持たず、一人一人の状況に応じた対応ができるよう研修会等で周知を図っています。今後とも、性の多様性に対する県民一人一人の正しい理解を深めるため、各種講演会や研修会、啓発資料による啓発を進めていきます。

（ウ）アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

このような中、平成9年（1997年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、アイヌ文化の取組みが進めら

れてきました（令和元年（2019年）廃止）。

平成19年（2007年）には国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されました。また、国内では、平成20年（2008年）に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、アイヌ民族が「先住民族」であることが公的に認められました。さらに、令和元年（2019年）には、アイヌ民族を先住民として法的に認め、アイヌ文化の振興を図る交付金制度まで内容とする「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ新法）が施行され、総合的なアイヌ政策が進められることとなりました。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、国・地方公共団体が連携して差別の解消に向けた啓発に取り組んでいくことが重要です。

（エ）ホームレスの人権

経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちは、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況も見受けられます。

そのため、ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談などの自立につながる総合的な対策を実施することを国や地方公共団体の責務とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、平成14年（2002年）に施行（15年間の時限立法・10年延長）され、それに基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成30年（2018年）に策定されました。

平成27年（2015年）に生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

県においては、平成17年度（2005年度）からの3か年間は、ホームレス支援団体への運営費助成等、後方支援を行っていましたが、平成21年度（2009年度）からは、県が実施主体となって、相談支援事業や緊急一時宿泊事業等を実施しました。平成27年度（2015年度）からは生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を実施し、ホームレスに対して宿泊場所や食事等の日常生活上必要なサービスを提供するとともに、生活の自立に向けた総合的な支援を行っています。

今後も、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について、研修会等の開催や啓発資料の配布等を行い県民の理解を促進します。

（オ）刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就労や住居の確保が難しくなるといった問題があります。また、近年、犯罪加害者家族の人権にも配慮すべきとの意見もあります。

高齢者、障がい者の中では、円滑な社会復帰ができないために、再犯に至るケースが増えたことにより、平成21年度（2009年度）に高齢又は障がいにより福祉的な支援

を必要とする矯正施設退所者の社会復帰の支援を推進する「地域生活定着支援事業」が開始され、本県においても、平成22年（2010年）に「熊本県地域生活定着支援センター」を開設し、矯正施設を退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所と協働して直ちに福祉サービス等につなげる事業を進めています。

また、平成28年（2016年）には、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を促進するとともに、県民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要となっています。

今後も、刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、「社会を明るくする運動」等を通じて、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

（カ）新たな人権課題等

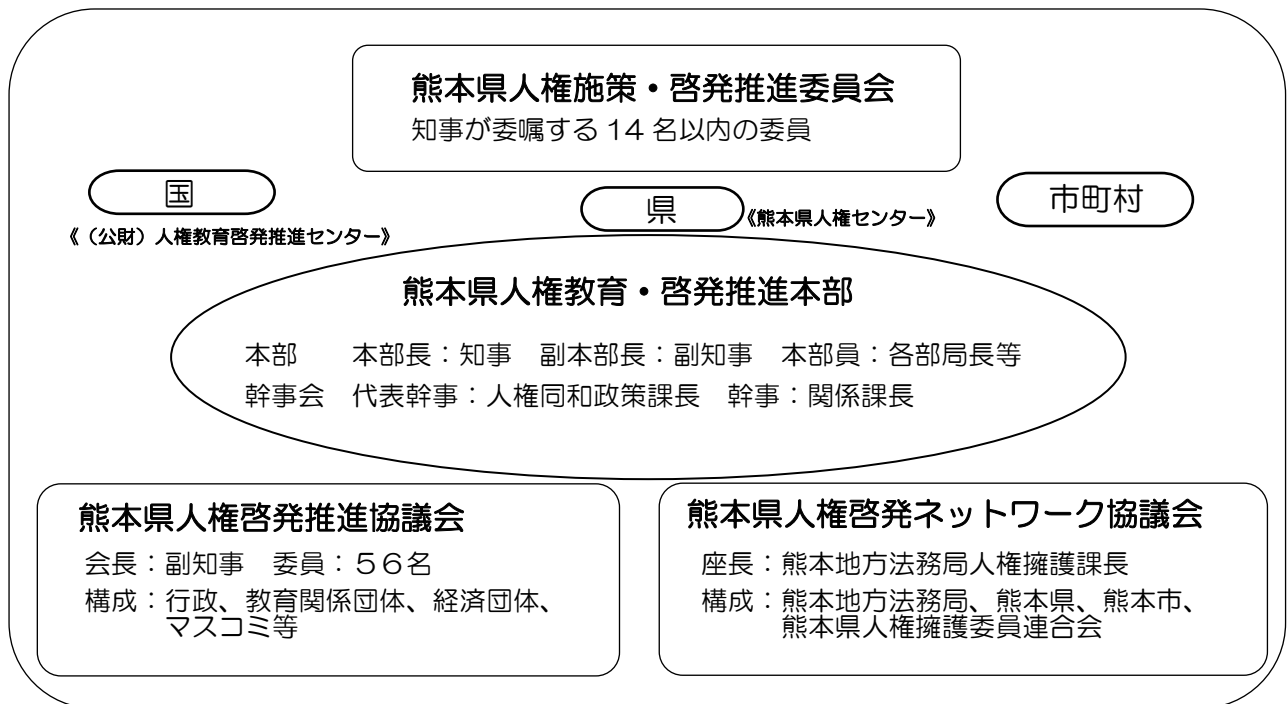
これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、現代社会においては様々な人権課題が存在します。

例えば、急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等、社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的に弱い立場に置かれた人等が雇用や教育等の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

今後、社会状況の変化等に伴い、新たに発生する人権問題やその他の人権課題についても、それぞれの状況に応じて、人権教育・啓発の取組みを進めます。

第 5 章 推進体制等について

[計画の推進体制]



(1) 計画の推進体制

① 県の実施体制

県では、「基本計画」の総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内の関係部局で構成される「熊本県人権教育・啓発推進本部」を組織しています。計画の推進に当たっては、平成14年（2002年）に設置した「熊本県人権センター」を拠点として、関係部局相互の緊密な連携のもと、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

さらに、行政、学校、企業・民間団体等との連携を図るため、「熊本県人権啓発推進協議会」及び「熊本県人権啓発ネットワーク協議会」において、情報の共有に努めます。

② 国との連携

「人権教育・啓発推進法」の中で、国は「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」とされています。国においては、平成14年（2002年）に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年一部変更）に基づき、関係各

府省庁間の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に取り組んでいます。なお、国は、国際社会においても、人権分野における国際的取組みに積極的な役割を果たすことが求められています。

このような中で、県としては、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会など国の人権擁護機関との連携をより一層深めるとともに、他県とも連携して、様々な人権問題の解決に向けた施策の推進について提案を行いながら、本県の実情に即した人権教育・啓発に着実に取り組みます。

また、企業等への就職に際しては、その機会均等が確保される必要があることから、企業等において公正な採用選考が行われるよう、県として、職業安定行政との連携のもと啓発活動に取り組みます。

③ 市町村との連携

人権教育・啓発を進めるうえでは、住民と直接触れあう機会の多い市町村の役割は非常に大きく、「人権教育・啓発推進法」の中でも、地方公共団体は「地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」とされ、その積極的な取組みが求められています。

これまで、県としては、各市町村における人権教育・啓発に係る計画の作成に関する情報提供や支援を行ってきましたが、市町村との連携の更なる強化により、県民の人権意識の高揚を図ります。具体的には、市町村の計画に掲げられた施策の積極的な推進を促すとともに、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介、人権に関する情報や研修テキスト、啓発資料の提供を行うことにより、その取組みを支援します。

④ 企業・民間団体等との連携

人権教育・啓発に関しては、企業が、その社会的責任（CSR）の観点から、女性が活躍できる職場づくりを目指したり、障がい者雇用を積極的に進めたりしているほか、民間の人権関係団体等が、講演会や地域でのボランティア活動など様々な活動を行っており、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うことが期待されています。また、保健・医療・福祉関係者など、県民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事する人々についても、同様に、積極的な取組みが求められています。

このため、県としても、企業や民間団体、また、保健・医療・福祉関係者などを対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介、人権に関する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組みを支援します。

⑤ 家庭、地域との連携

県民一人一人が、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期から、家庭において、また、家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。また、人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、県民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要といえます。

このため、各地域ごとに、行政や社会教育施設、学校及び社会教育関係団体等が緊密な連携を図りながら、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭、地域の人権教育・啓発を支援します。

NPOやボランティア団体等の、自発性・主体性に基づく県民主体の活動は、公平性や平等性を基本とする行政や、採算性を重視する企業等では対応できない分野において、その効果的な取組みが期待されています。

このため、県としても、民間団体等との協働による施策等を推進するとともに、県民が主体的に学べる学習の場の提供や、必要な情報の提供などを行うことにより、その取組みを支援します。

(2) 計画のフォローアップ

基本計画の推進に当たっては、毎年度、それぞれの重要課題に掲げる施策に関連する事業の実施状況を把握し、点検や課題の整理を行います。

また、外部有識者からなる「熊本県人権施策・啓発推進委員会」において、計画の推進状況を報告し、当委員会の意見を以後の人権教育・啓発の施策に反映させます。

(用語の解説)

(P5) *1 門地

家柄・家の格

(P7) *2 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行う施設です。また、子育て相談など地域の子育て支援も行います。

(P16) *3 熊本県男女共同参画推進条例

県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成14年(2002年)4月1日から施行しています。目的・定義や基本理念、県民・事業者の責務や市町村との連携、禁止規定、計画の策定、男女共同参画審議会などについて規定しています。

(P19) *4 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念であり、重要な人権の一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な避妊・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

(P22) *5 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する様々な問題について、児童に関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行う機関です。また、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るため、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的にを行います。

(P23) *6 いじめ匿名連絡サイト

平成30年度(2018年度)から、周囲に相談できなかった深刻な悩みや被害に関する情報を、生徒が匿名で学校へ連絡できる環境を整備しました。このサービスはこれまでの実績から、重大事案となる前の早期の問題解決につながることで同時に、SNSやネット上での発言に対する情報モラルの向上にも役立つことが確認されています。

(P25) *7 地域包括支援センター

平成17年(2005年)の介護保険法改正で創設され、同法に定められた、高齢者の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関です。設置主体は市町村または市町村から委託を受けた法人になります。センターに

は、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーが置かれ、専門性を生かして相互に連携しながら業務にあたります。

(P26) *8 バリアフリー

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

(P26) *9 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍（言語）や障がいの有無などに関係なく、最初から誰もが利用できるような製品や建物、環境のデザインを意味します。また、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

(P26) *10 成年後見制度

認知症の人や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、消費者被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。

(P27) *11 合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために社会の側が行う必要な改善や変更のことです。

(P27) *12 障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待を防ぐため、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定されました。

障害者虐待防止法に基づき、全国の市町村に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターが設置されています。

(P27) *13 熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）制度

公共施設や店舗等さまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要と認められる方に対して、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付することで、本当に必要としている方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

(P28) *14 相模原市の障害者支援施設における事件

平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設に、施設の前職員である男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、27人が負傷した事件です。

(P31) *15 同和对策審議会答申

昭和35年(1960年)に総理府に設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年(1965年)8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和对策の基礎となりました。

(P31) *16 えせ同和行為

同和問題を口実に企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為で、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識に乗じて、何らかの利権を得ようとするものです。「えせ同和行為」は、不当な要求を受ける人の人権を侵害しているだけでなく、同和問題に対する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。

(P33) *17 本人通知制度

第三者からの請求により、市町村が戸籍謄抄本や住民票の写し等を交付した場合に、交付したという事実を本人に通知する制度です。

導入した市町村により様々な制度がみられますが、大別すると次のとおりです。

(1) 事前登録型

本人の希望により登録した住民に対して、不正の有無に関わらず通知します。

(2) 不正告知型

不正があったと認定された場合に通知します。事前登録は不要です。

※ 両制度を併用している市町村もあります(複合型)。

(P35) *18 熊本県外国人サポートセンター

熊本に在留する外国人の生活全般に関する相談への対応と、多言語による各種情報発信を目的として、2019年9月に県庁本館7階に開設。

(P37) *19 もやい直しセンター

水俣・芦北地域の再生振興と地域住民の「もやい直し」(人と人との^{きずな}絆を結び直すこと)を進める拠点として整備された施設のことです。平成9年(1997年)から平成10年(1998年)にかけて、3つの施設が建設され、人々の交流の場として、また、保健・福祉の活動拠点としても利用されています。

(P37) *20 水俣市立水俣病資料館

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年（1993年）1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部・伝え手の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報を発信しています。

(P37) *21 国立水俣病情報センター

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年（2001年）に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や、学術交流等のための会議の開催等を行っています。

(P39) *22 水銀に関する水俣条約

平成25年（2013年）10月に、熊本市及び水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約」外交会議において、条約案が全会一致で採択され、日本を含む92ヶ国が条約への署名を行いました。その後、締結国が50ヶ国以上となり、平成29年（2017年）8月に発効され、地球規模での水銀の包括的な規制に向けた取組みが進められています。

(P40) *23 国立療養所菊池恵楓園

明治40年（1907年）の「癩^{らい}予防二関スル件」に基づき、全国5カ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治42年（1909年）、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和16年（1941年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

(P40) *24 私立回春病院

イギリスから布教のために来熊したハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿をみて衝撃を受けたと言われています。そして、少しでも患者の方々を救いたいという思いから、明治28年（1895年）、熊本市黒髪に私立回春病院を開設しました。昭和7年（1932年）にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。しかし、時局の悪化に伴い、病院の経営は困難となり、昭和16年（1941年）に閉鎖されました。

病院敷地内のハンセン病病原菌研究所だった建物は、現在、「リデル、ライト両女史記念館」となっています。

(P40) *25 私立待労院

フランスから布教のために来熊したカトリック・パリ外国宣教会のジャン・マリー・コール神父は、熊本市手取に教会建設の使命を果たすと、布教の傍ら、本格的にハンセン病患者の救済をはじめたと言われています。そして、明治31年（1898年）、コール神父の要請により、マリアの宣教者フランシスコ修道会から派遣された5人のシスターが来熊

し、患者の治療を開始しました。これが、私立待労院の創設とされています。なお、平成8年（1996年）からは、「待労院診療所」と改称されました。近年では入所者数は減り続け、平成25年（2013年）1月に閉所となりました。

（P41）*26 無らい県運動

「無らい県」とは、文字どおり、ハンセン病患者がいない県、すなわち、すべての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者がひとりもいなくなった県を意味します。

昭和6年（1931年）「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されてから広く使用されるようになりました。「無らい県」を実現するため、患者を摘発して療養所に送り込んだ官民一体となった運動です。

（P41）*27 宿泊拒否事件

平成15年（2003年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件のことです。

（P42）*28 熊本県ハンセン病問題相談・支援センター（愛称：りんどう相談支援センター）

ハンセン病回復者及びその家族の方の相談に応じ、一人一人に必要な支援を行い、暮らしやすい環境を整えることを目的に設置された民間のセンターで、熊本県から委託を受けた一般社団法人熊本県社会福祉士会が運営しています。

（P48）*29 公益社団法人 くまもと被害者支援センター

犯罪等の被害者やその家族・遺族に対して、精神的ケア・付添いといった直接的支援や、支援者の育成、自助グループへの援助などを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的とした民間団体のことです。

（P55）*30 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

利用者間のコミュニケーションを目的としたフェイスブックなどの会員制サービス又はサービスを提供するウェブサイト。

（P55）*31 フィルタリングサービス

インターネットのページを一定の基準により、子ども向けの健全なサイトなど「表示してもよいもの」と、出会い系サイトやアダルトサイトなど「表示禁止のもの」などに分ける機能。

（P58）*32 LGBT

L（レズビアン）G（ゲイ）B（バイセクシャル）T（トランスジェンダー）の頭文字をとって組み合わせた性的マイノリティの総称の一つ。